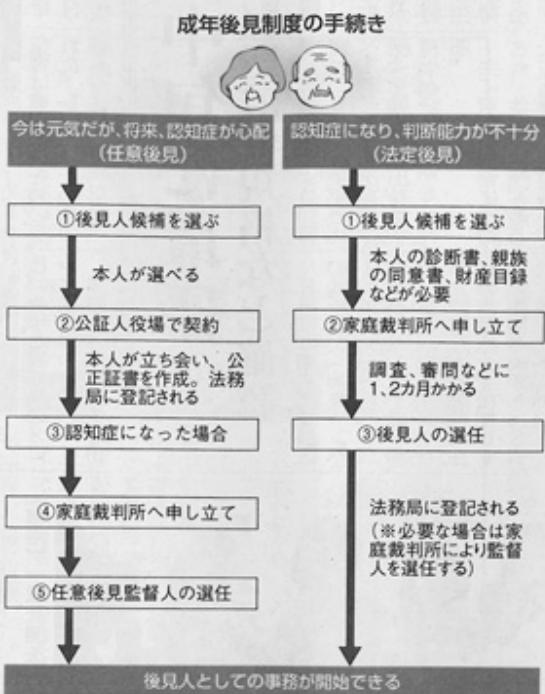


# 「貯金下ろせない」どうする 認知症の財産管理



福島県桑折町の農家・相原豊治さん（67）は、「当人を連れてきて」と認知症の母が91歳で「窓口へ向かったものの、『当人を連れてきて』のことだった。」なるまで介護した。80歳で発病、笑顔で接することを心掛けながらも、記憶がなくなっていく母の亡くなった後の相続扱い相原さんは「母は字が書けないからサインもできぬ」と諦め、貯金は

判断力が衰えた認知症患者の資産は誰が管理するのか……。本人はもちろん家族でも預貯金は自由に引き出せないため、いざという時に積み立てた虎の子が使えないトラブルが発生する。こうした場合に備えて成年後見制度が利用できるが、どのような手続きが必要なのか、専門家に聞いた。

元気なうちに手続きできる



ラントマ「ク税理士法  
人の清田幸弘税理士＝写  
真」は「家族でも金融機  
関は取引に応じない場合  
がある」と説明する。認  
知症で正しい判断ができ  
ずに金銭トラブルに巻き  
込まれる恐があるため  
だ。認知症と診断され、  
もしくは将来、財産管理  
に不安がある人は、成年  
見は、本人が元気なう  
制度には二つあり、本  
人が認知症の場合は「法  
定後見」といって、家庭  
裁判所によって選ばれた  
成年後見人が本人を代理  
して、日常生活の手続き  
を行なうことができる。預  
貯金の引き下ろしもでき  
る。

A black and white portrait of Shigeo Kiyota, a middle-aged man with glasses, wearing a suit and tie. He is looking slightly to his left. To the right of the portrait is a column of Japanese text.

清田税理士は「手続きが煩雑なので司法書士を介して行うケースが多い。後見人を専門家に依頼するとの費用と後見人が監督人には毎月の謝礼が必要になる」とアドバイスする。

## 成年後見制度 活用を